

加算届にかかる4月特例扱いについて

加算届は、原則、毎月15日以前に不備なく提出された場合はその翌月から、16日以降に提出された場合はその翌々月から算定されます。

報酬算定の基礎となるような、**前年度実績を用いて算定する項目**

→**提出期限：4月30日（水）まで（消印有効）**

ただし、サービス種別や加算項目、制度改正等の状況によって提出期限が変更になる場合がありますので、早めのご対応をお願いします。

前年度実績を用いない加算や、前年度実績を用いる加算であっても、年度末の実績まで確認する必要がない加算

→**原則どおり加算開始月の前月15日までに提出してください**